フランスの財政・予算・公会計改革の現状

2010年 6月 2日 キヤノングローバル戦略研究所 柏木 恵



- 1. 研究の意義・問題意識
- 2. フランスの財政状況
- 3. フランスの行政改革の変遷
- 4. LOLF改革とは
- 5. RGPP「公共政策の総見直し」
- 6. ONP「給与支払のプロセス改革」
- 7. LOLFを行った成果と今後の課題

1. 研究の意義・問題意識

先進諸外国は、成熟した社会となり、少子高齢社会のなかで、 いかに財政を安定的に継続させていくかということが重要課題で ある。

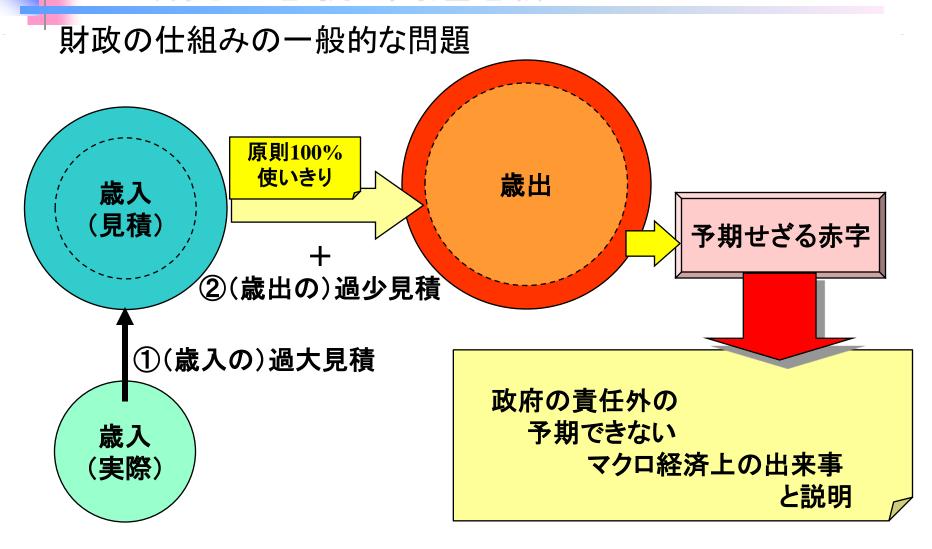
財政を回復させる場合、これまでは、歳入を増やすか、歳出を 減らすかが考えられてきた。

歳入を増やすなら、税負担を上げる。国債を発行する。 歳出を減らすなら、公共サービスを減らす。無駄を減らす。

財政のパイを増やすにせよ、減らすにせよ、すべての国民に理解される財政であることが重要で、そのためには、わかりやすく、透明性の高い仕組みと、アカウンタビリティが必要である。

つまり予算→執行→決算→評価→予算というPDCAサイクルの 仕組みと監査・評価と国民に分かる財務書類の開示が必要であ る。

1. 研究の意義と問題意識



出所: Alesina, Alberto and Roberto Perotti 'Fiscal Discipline and the Budget Process' *The American Economic Review*, 1996 "Budget Deficit and Budget Institutions" *Fiscal Institutions and Fiscal Performance*, 1999, University of Chicago Press

1. 研究の意義と問題意識

●公会計の特徴

官庁会計

企業会計

制度

- 単式簿記
- •現金主義

- •複式簿記
- •発生主義

単年度主義

継続企業の原則

目的

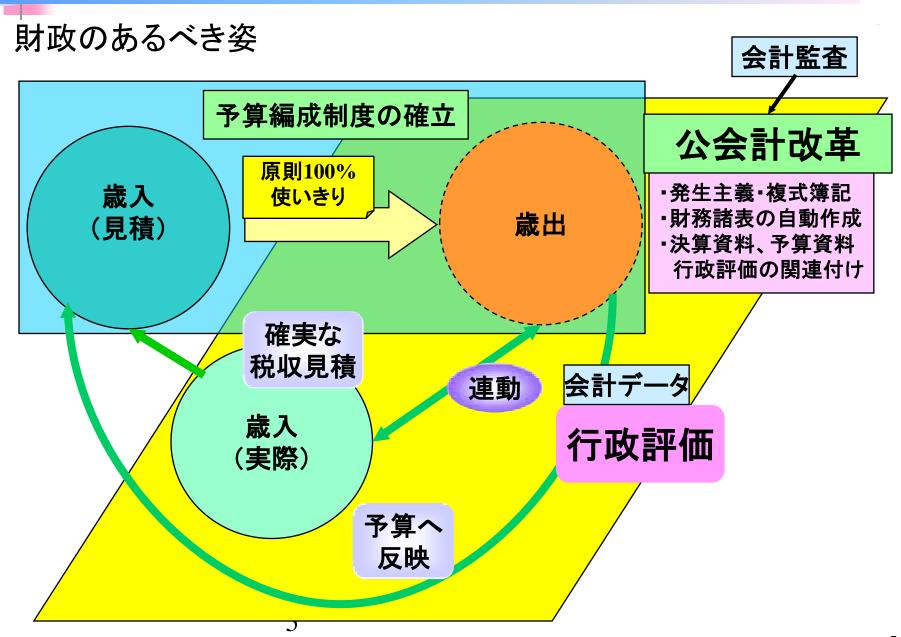
予算使いきり重視

利益•株主重視

与えられた予算をその 年度内にきちんと使った か報告するため

企業の損益状況と財産 状態を把握し、株主や 債権者に報告するため

1. 研究の意義と問題意識



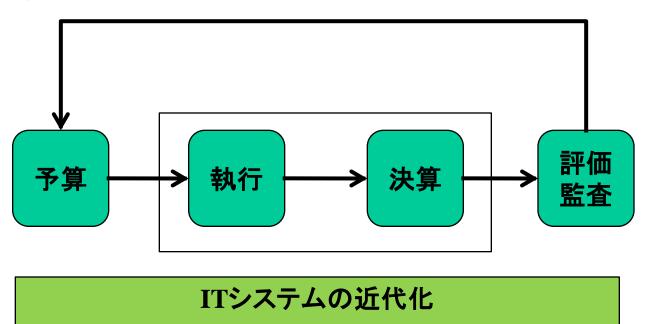


1. 研究の意義・問題意識

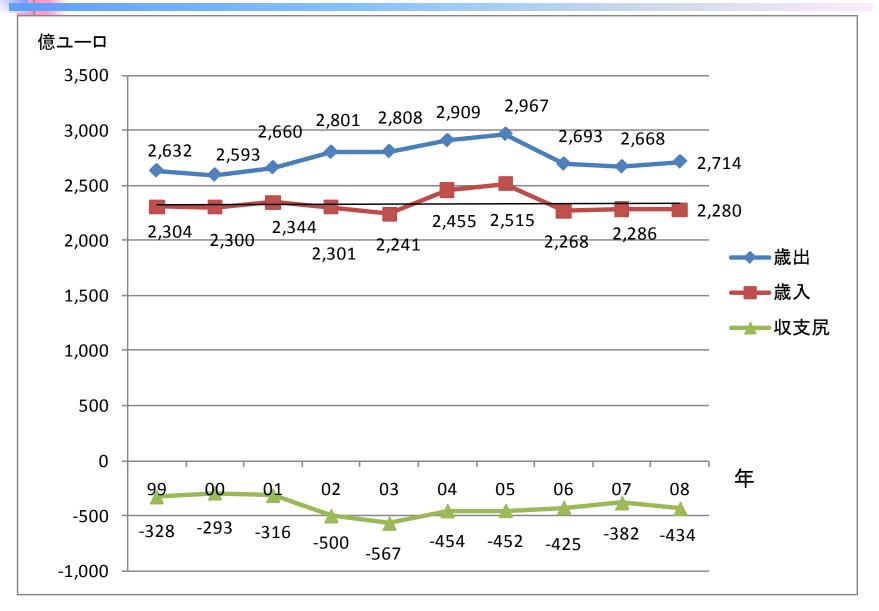
フランスは、2001年8月1日に予算組織法(LOLF)を制定し、国の予算と会計を大きく変えることとした。

【着目した理由】

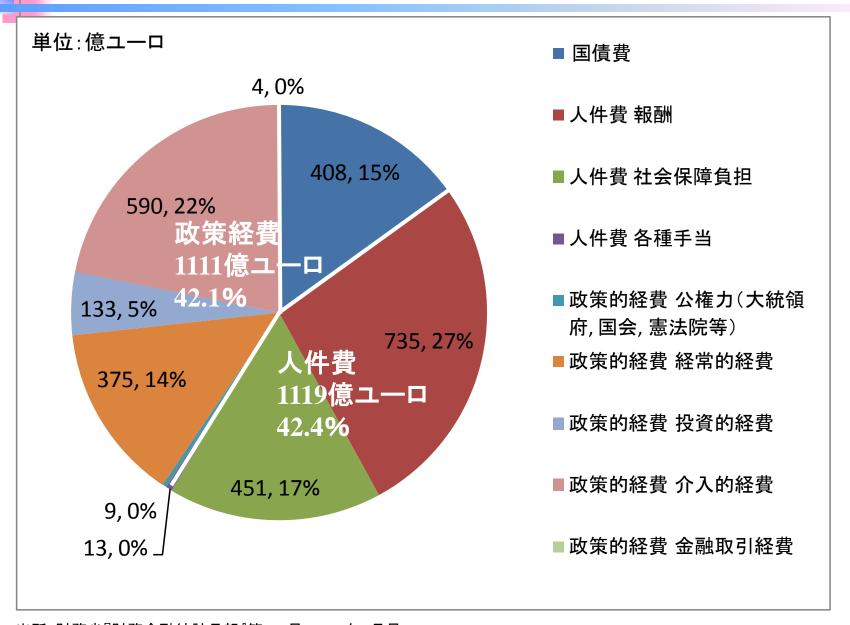
- ①予算改革、会計制度改革(発生主義)、行政評価改革と、一連の流れで改革を行っていること。
- ②制度改革にともない、ITの近代化も合わせて行っていること



2. フランスの財政状況



2. フランスの財政状況:歳出(2008年)





3. フランスの行政改革の変遷

1958年 第5次共和制

1968年 予算選択合理化(Rationalisation des Choix Budgétaires)

1980年代はNew Public Management (NPM)の影響を強く受ける。

1982年 第1次 地方分権化

1990年代は予算の深刻化、マーストリヒト条約の財政制約など

1995年以降 Alain Juppé首相によるNPM方式の改革

1995年 改革閣僚委員会発足(Comité interministériel pour la réforme de l'État (CIRE))

2001年8月 予算組織法制定(LOLF)

2003年 第2次 地方分権化

2003年 LOLFを管轄する予算改革局発足(Direction de la réforme budgétaire(DRB))

2005年12月 監査役として近代化局が発足(Direction Générale de la Modernisation de l'État (DGME))

2007年5月15日 ONP(Opérateur National de Paye)スタート

2007年5月16日 サルコジ大統領政権発足

2007年7月10日 RGPPスタート。予算局が新たに再編された。

2008年12月19日 予算組織法改正 (複数年度予算)

1959年1月2日 オルドナンス (財政法) 1962年 デクレ(会計法)



2001年8月1日 予算組織法(La loi organique relative aux lois de finances du premier août 2001:LOLF)第2001-692号。

背景

- ・マーストリヒト条約による財政の制約
- •地方分権の促進
- ・形式主義的な予算編成
- ・議会の予算編成に対する権限が小さかった
- ・公務員人件費の削減

目的

- ①財政の透明性の向上
- ②予算のわかりやすさ・議会の監査の改善 ひとつひとつに目標と指標を(いかに予算を上手に使うか)
- ③資源ベースから業績ベースへ(結果主義:費用対効果をみる)
- ④3つの会計の仕組みを導入 (予算会計(現金主義)・発生主義会計・コスト分析会計)
- ⑤New Public Management (新公共管理)の推進

予算改革

•予算編成単位の変更

ミッションープログラムーア クションの予算体系に変更。 予算数を減らした。

省庁横断的な政策も作成可 能(ただし財政は省庁単位)

・予算マネジメント強化

プログラム責任者を配置。 会計の責任者は財務統制官 と出納官となり、政策実施と会 計の責任を分離した。

会計制度改革

- •発生主義会計導入
- ・会計システムの刷新

LOLF法に準拠した会計シ ステムへの刷新。

行政評価改革

・プロジェクト評価導入

予算編成時に目標と指標を 設定することで成果が測定可 能となった。年度末に評価を 行う。

•業績報告書の提出

会計監査院が予算法と決 算をチェックして、毎年業績報 告書を提出することを義務付 (+t-,

その結果は予算編成に反映 される。







☆ ゆくゆくは

コスト分析会計(CAC)の導入

コスト分析会計(Comptabilité d'analyse de coût)は政策のフルコストをみるための情報 原価計算を用いて間接費を配賦する。

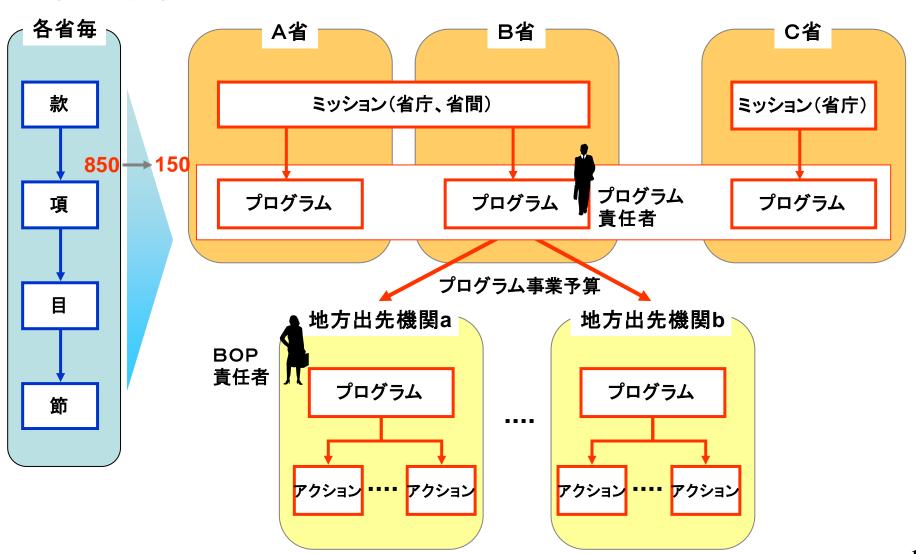
フランスの財政・公会計改革

	第1期 基盤設定期間 (2001年~2003年度)	第2期 予示的期間 (2004年度)	第3期 適用期間 (2005年度)	第4期 実行期間 (2006年度~)
予算	予算編成単位の設定 ―		2001年度組織法律に基 づく予算の作成	2001年度組織法律に基 づく予算の執行
会計	発生主義的財務諸表の - 会計基準の設定			発生主義会計開始 2006年1月1日~
会計 システム		中央行政機関向け会計シスラ 地方出先機関向け会計シス →パリエ2006(アコードLOLF	テム(Accord2)は頓挫	Chorusシステムの構築 (2010年まで構築中)
業績評価		前期:アクションの評 価指標決定	ミッション・プログラ ム・評価指標の最終 決定	業績評価の実行
コスト分 析(CAC)				コスト分析の実行
全体		前期:プログラム責任 者の決定	2006年度開始に向けた 試行	全面施行

LOLF前

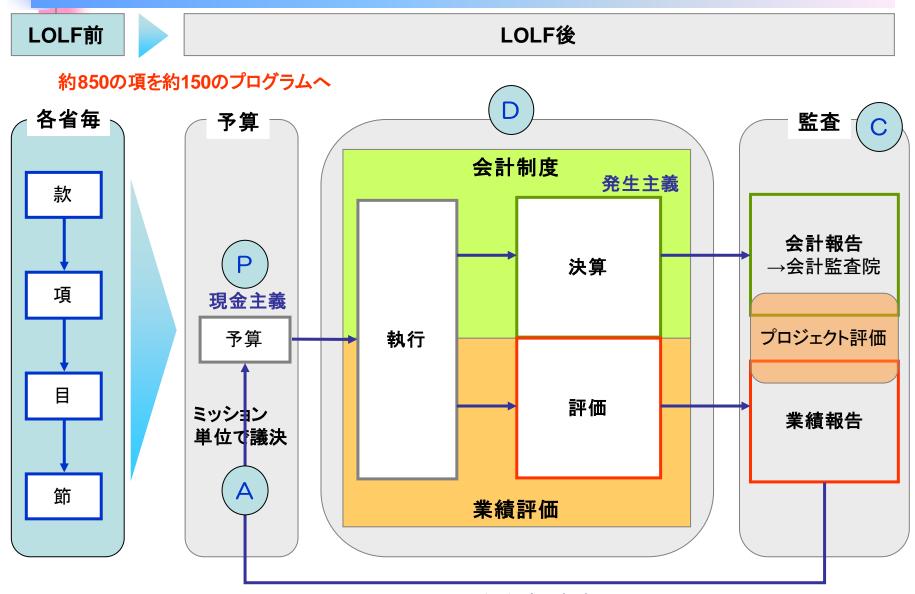
LOLF後

約850の項を約150のプログラムへ



4.

4. LOLF改革とは





●予算編成スケジュール

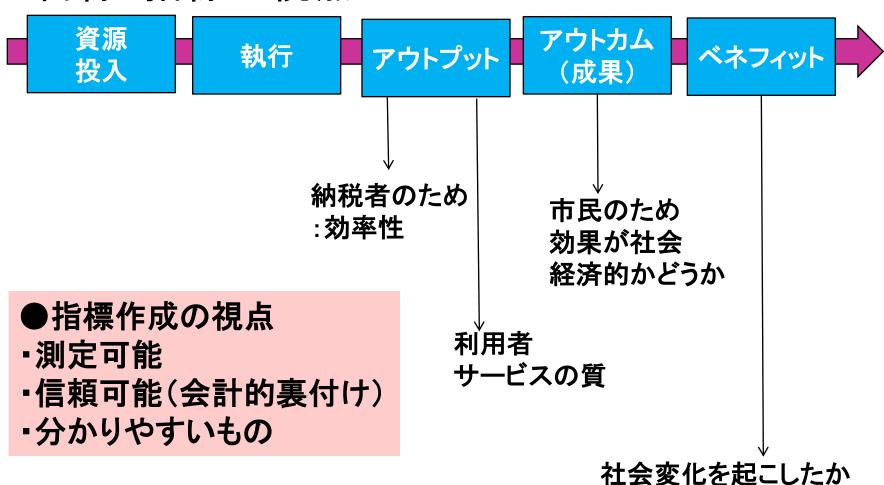
	71 4400 /	707 \ 7										
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
省庁予算局	大統領 から予 算方針 が送ら れてくる	技術会議	予	政治裁 定 大統領 通達	作業	予		予算書 予算書 作成 ———————————————————————————————————	算書作成作	* >	11月中 旬→末 各部署 と会議	各部署、 予算を プレゼン、12月 末に予 算承認
財務省			予算化会議	実 <u></u> 会 議		予算配分会議		ITシステ ムにアッ プ	集約・	予算書 国会 提出 (10月第1 火曜日)		
議会						予計目標が方議ける。	議会 質問 (7/10)			政府 回答 (10/10)	国会	12月 末 議 (11月 から間 の間 修 で



●LOLF導入後の予算編成状況

	2007年度	2008年度	2009年度
ミッション数	48	48	47
プログラム数	168	170	170
アクション数	689	687	679
目標数	634	621	559
プログラムごとの目標数(平均)	3. 8	3. 7	3. 3
指標数	1295	1276	1165
目的ごとの指標数	2. 0	2. 1	2. 1
うち変更された指標数	277	155	98
変更された指標(%)	21%	13%	8%
うち新しい指標数	193	165	119
新しい指標(%)	15%	13%	10%
変わらない指標の%	64%	74%	81%

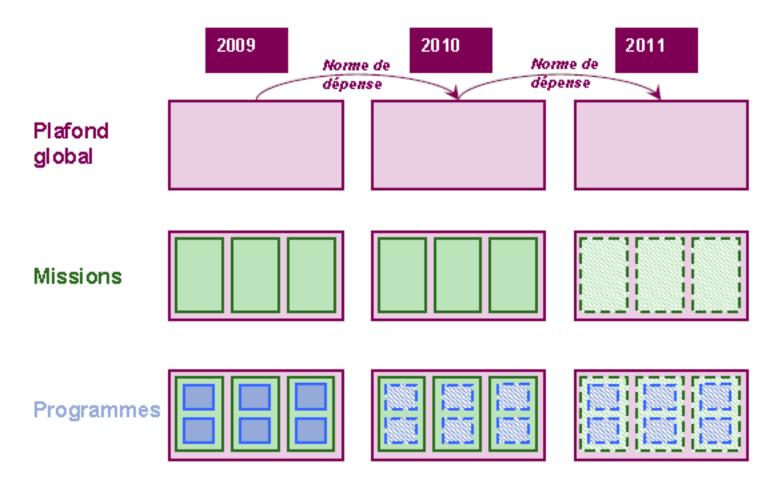
●目標・指標の視点



省間プログラム監査委員会(CIAP)が サンプリングテストをして、分かりやすさをチェックし、勧告を出す。 監査は年2回、1回3ヶ月かけている。1年間で指標40%をチェック。

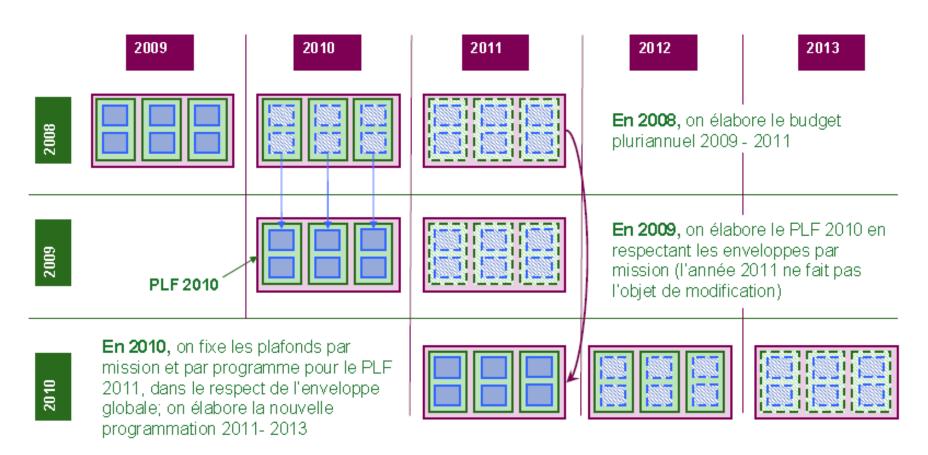
新しい予算制度:複数年度予算

●<u>2009-2011年 財政計画法</u>





●2009-2011年 財政計画法





●予算・会計方針

2001年8月 予算組織法(La loi organique relative aux lois de finances du premier août 2001)第2001-692号。

第27条 中央政府は予算の歳入・歳出および一般目的会計のすべての取引について会計をおこなうべきである。国の会計は合法的で、公正でなければならず、純資産と財政状態に対して真実で公正な見方をしなければならない。

第28条 予算の歳入・歳出は現金主義で認識すべきである。

第30条 一般目的会計システムは発生主義をベースとする。取引は支払日や収入日にからわらず、事象の発生した財政年度に入力する。

第58条 一般目的財務書類は会計検査院の意見を受け入れるべきである。

●フランス中央政府会計基準の特徴

行政活動は特有なものがあるため、以下を参考にしながら、フランス政府独自の会計基準を作成した。

- ・企業のように開業という区切りがないので、開始日・開始貸借対照表はない。
- 歴史的建造物など大変長い固定資産がある。
- 利益や損失といった概念がない。など

企業会計基準 フランス会計法 国際会計基準 審議会基準 (IASB基準) 国際会計士連盟 公会計委員会の 国際公会計基準 (IPSAS)

中央政府会計基準

概念 フレームワーク

会計基準

- ·対象範囲
- 仕訳
- -評価
- ·注記

財産状態報告書(B/S)

		N年度		N-1年度	N-2年度
	総額	減価償却	純額	純額	純額
固定資産 無形固定資産 有形固定資産 金融資産 固定資産合計			, 5 - 5 - 5		1.5.5.
流動資産(現金を除く) 棚卸資産 債権 未収税 納税者 その他					
前払費用 流動資産合計(現金を除く) 現金					
現金・預金 未達預金 その他現金 現金同等物					
現金合計 見越・繰延歳入					
総資産(I)					
金融負債 譲渡可能債権 譲渡不可能債権 その他借入金 金融負債合計					
非金融負債(現金を除く) 営業負債 介入負債 前受収入 その他非金融負債					
非金融負債合計 引当金 リスク引当金 負債引当金					
引当金合計 その他負債 その他負債合計					
現金 国庫金 その他 現金合計					
見越·繰延費用					
負債合計					
前期 繰越 差額 当期 <u>損益</u>					
総資産(Ⅲ=Ⅰ-Ⅱ)					



純費用計算書、純主権的歳入計算書、当期剰余金/欠損金計算書

大作費 仕入、翻卸資産増減、外部サービス 減価億型管費用 直接運営費(I) 空共サービス費用に対する補助金 引当金 間接運営費(I) 空共サービス費用に対する補助金 引当金屋(II) 三上高 調卸金戻入類 で変力を表し、 一型で変力を表し、 一型で変力を表し、 のの移転 を発生のの移転 を発生のの移転 を発生ののの解析 のののでは、 のののでは、 ののでは、	純費	門計算書	N年度	N-1年度	N-2年度
世人、棚卸資産増減、外部サービス 減価億却費、引当金、減損 その他運営費(I) 立共サービス費用に対する補助金 引当金運営費(II) 運営費(II) 電店 高計 間接営費(II) 売上高 間接営費(II) 売上高 間接営費(II) 売上高 間接営費(II) 売上高 間接営費(II) 売上高 間接営費(II) 売上高 間接営費(II) 売上商 の他とは でをした。 の他とは でをした。 のの移転 を業へのの移転 自治のの移転 自治のの移転 自治のの移転 自治のの移転 自治のの移転 自治のの移転 自治のの移転 を業体への移転 自治のの移転 自治のの移転 自治のの移転 のの移転 自治のを表に起因する費用 引当金、減損 からのが担金 引当金、減損 が入費用(III) を主くの他財務費用(IV) を対象ののを対しる 対象取引による為替差損 減価の他財務費用(IV) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入組と減損戻入額 その他利息と同等の収入			1 100		1.2
減価億却費、引当金、減損 その他運営費用 直接運営費(I)					
 ・ での他運営費用 直接運営費(I)					
直接運営費(I) 公共サービス費用に対する補助金 引当金間接運営費(II) 運営費(III = I + II) 売上高 棚間接運営費(II) 運営費(III = I + II) 売上高 棚間金 定と仕掛品 引当金 定と位担品 引当金 定 を		1			
世 会 サービス費用に対する補助金 引当金 間接運営費(Ⅱ) 運営費(Ⅲ= I+Ⅱ) 売上高 棚卸資産と仕掛品 引当金戻入額と減損戻入額 その他運営収入 運営収入 運営費用合計(V=Ⅲ-IV) 家計への移転 自治中の移転 自治中の移転 自治中の の移転 自治中の の移転 自治中の のの の の の の の の の の の の の の の の の の の					
引当金 間接運営費(II) 運営費(III) 三差上高 棚卸資産と仕掛品 引当金戻入額と減損戻入額 その他建営収入 運営収入(IV) 純運営費計への移転 企業への移転 自会が体への移転 自会が体への移転 を介入費用(VI) 他事業体への移転 可当当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(IIII = VI - VIII) を支入額と 財務のはおき、減損 をの他財務費用 財務のはよる為替差損 減価の地財務費用 財務のでは 関連して 関連して 関連して ののでは 対象のでは 関連して ののでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでは 対象のでしまる 対象を する する する する する する する する する する する する する					
間接運営費(Ⅲ)		리当숲			
連宮貫(Ⅲ= 1 + Ⅱ) 売上高 棚卸資産と仕掛品 引当金戻入額と減損戻入額 その他運営収入 運営収入(Ⅳ) 純運営費用合計(V=Ⅲ-Ⅳ) 家計への移転 企業への移転 企業への移転 自治体への移転 の他事業体への移転 可当金、減損 介入費用(Ⅵ) 他事金戻入額と減損戻入額 介入収入(Ⅶ) 純介入費用(Ⅷ=Ⅵ-Ⅷ) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(Ⅸ) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他財務費用 財務費用(Ⅸ)		間接運営費(Ⅱ)			
記した。		運営費(Ⅲ=Ⅰ+Ⅱ)			
翻卸資産と仕掛品 引当金戻入額と減損戻入額 その他運営収入 運営収入(IV) 純運営費用合計(V=III-IV) 家計への移転 企業への移転 自治体への移転 をの他事業体への移転 政府保証に起因する費用 引当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(VIII-VII) を		売上高			
その他理営収入 運営収入(IV) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	al	棚卸資産と仕掛品			
運営収入(IV) 純運営費用合計(V=II-IV) 家計への移転 企業への移転 自治体への移転 自治体への移転 をの他事業体への移転 政府保証に起因する費用 引当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(VIII=VI-VIII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入		引当金戻入額と減損戻入額			
		その他運営収入			
家計への移転 企業への移転 自治体への移転 その他事業は起因する費用 引当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(WI=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
企業への移転 自治体への移転 その他事業体への移転 政府保証に起因する費用 引当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(WI=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	純遺				
 ・ 自治体への移転 ・ その他事業体への移転 ・ 政府保証に起因する費用 ・ 引当金、減損 ・ 介入費用(VI) ・ 他事業体からの分担金 ・ 引当金戻入額 ・ 介入収入(VII) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
その他事業体への移転 政府保証に起因する費用 引当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(WI=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
介 その他事業体への移転 政府保証に起因する費用 引当金、減損 介入費用(Ⅵ) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(Ⅶ) 純介入費用(Ⅷ=Ⅵ-Ⅶ) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(Ⅳ) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	结				
及所保証に起因する資用 引当金、減損 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(WI=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	1 -				
費 引当金、減極 介入費用(VI) 他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(VII) 純介入費用(WI=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
用 (MI)					
他事業体からの分担金 引当金戻入額と減損戻入額 介入収入(WI) 純介入費用(WI=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(IX) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
介入収入(型) 純介入費用(型=VI-VII) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(区) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	/13				
 純介入費用(WI=VI-WI) 支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(区) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入 					
支払利息 財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(区) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
財務取引による為替差損 減価償却費、引当金、減損 その他財務費用 財務費用(区) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	純介				
続 (
での他財務費用 財務費用(区) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
************************************	糖				
務 財務費用(区) 固定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	-				
費 回定資産売却益 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入	1				
田 財務取引による為替差益 引当金戻入額と減損戻入額 その他利息と同等の収入					
*** 引当金戻人額と減損戻人額 その他利息と同等の収入					
	"-				
財務収入(X)					
	455				
純財務費用(XI=IX-X)					
純費用合計(X II = V + VII + X I)	純貴	度用合計(XⅡ=V+VⅢ+XI)			

純主権的歳人計算書	N年度	N-1年度	N-2年度
個人所得税			
法人所得税			
給与税			
石油製品内国消費税			
付加価値税			
印紙税、その他分担金、間接税			
その他の租税と類似の歳入			
純租税収入(XⅢ)			
罰金、その他違約金			
その他主権的歳入(XIV)			
国民総生産(GNP)を基準とした欧州連合への分担金			
付加価値税を基準とした欧州連合への分担金			
GNPと付加価値税を基準とした欧州連合への分担金合計(XV)			
純主権的歳入合計(XVI=XⅢ+XIV-XV)			

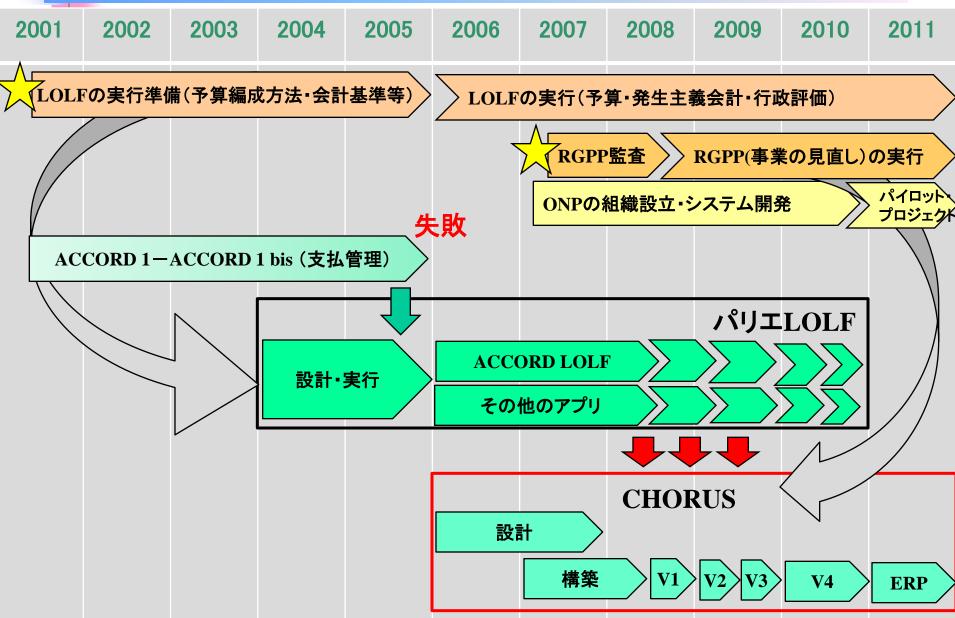
純当期剰余金/欠損金計算書	N年	度 N-1 ^左	F度 N-2年度
純運営費(V)			
純介入費用 (TE)			
純財務費用(XI)			
<u>純費用(X II)</u>			
純租税収入(X重)			
その他純主 権的歳入(XIV)			
GNPと付加 価値税を基準とした欧州連合への分担	全(XV)		
純主権的歳入(XVI)			
当期剰余金/欠損金(XⅥ-XⅡ)			



キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ	フロー計算書	N年度	N-1年度	N-2年度
	収入 財・サービスによる収入			
運	その他運営収入 租税収入			
営 活	その他主権的収入			
用	介入収入 利息・配当金による収入			
によ	その他の収入			
る	支出			
+ +	人件費			
ッ	仕入および外部サービス費用 租税還付			
シュ	その他運営支出			
フ	公共サービス費用に対する補助金 介入支出			
	政府保証にかかる支出			
'	支払利息			
	その他の支出 運営活動によるキャッシュフロー(I)			
+投	固定資産の取得			
キャッシー	有形固定資産·無形固定資産 金融資産			
ロッ ロッ リシに				
' [に	固定資産の売却 有形固定資産・無形固定資産			
フよる	金融資産			
	投資活動によるキャッシュフロー(II) 国債			
財	長期国債(OAT)			
務	中期国債(BTAN) 短期国債(BTF)			
シュニ				
	国債償還(短期国債を除く)			
フょ ロる 1	譲渡可能債権 長期国債(OAT)			
T - T	中期国債(BTAN)			
ヤッ	譲渡不可能債権 全融派生商品によるキャッシュフロー			
	財務活動によるキャッシュフロー(III)			
財政状態	の増減(N=I+II+II=N-V)			
当期期首				
当期期末	残高(VI)			

4. LOLF改革とは: IT全体スケジュール





4. LOLF改革とは: ACCORDからCHORUSへ

- ●ACCORDの失敗の理由
- ①古くからのやり方に、無理にツールを適用させようとした。
- ②適用範囲が広すぎた。何もかも成し遂げる夢の万能ツールという期待があった。

発想転換

LOLFに適用するためには、すべて(IT・古い論理)を変えなければならない。

共有の軸、共有の倫理を作ることとした。

ERPを導入する場合には業務を変えなければならない。

だからこそ古い習慣を変えることができる。

まずは、適用範囲を限定することにした。

カスタマイズもしない。

現在の課題は、データ移行(ほとんどのシステムが自家製のため)

XACCORD

「支出の会計・発生・決済に対応するアプリケーション」の略

(Application coordonnée de comptabilisation, d'ordonnancement et de règlement de la dépense)



4. LOLF改革とは: Chorusの概要

担当部署:フランス財務省の政府会計情報システム管理局(220人) L'Agence pour l'informatique financière de l'État (AIFE)

予算:5億ユーロ弱

コンサル:アクセンチュア(500人)

ベースPKG:SAP

開発業者:Sopra group, CMC, BULL

パソコン研修:数社に依頼(数千人)

ユーザ数を20000人に限定(現システムは38000人が使用)

 中央 政府

 16 省庁(出先機関を含む)

 26 地域圏

 地方 政府

 36800 市町村

参考:バージョン4の状況

- **・プログラム数 29**
- ・ユーザ数 11400人 うち 管理者 9100人 財政監査官 200人 会計係 2100人
- 使用省庁数 9



4. LOLF改革とは: Chorusの概要

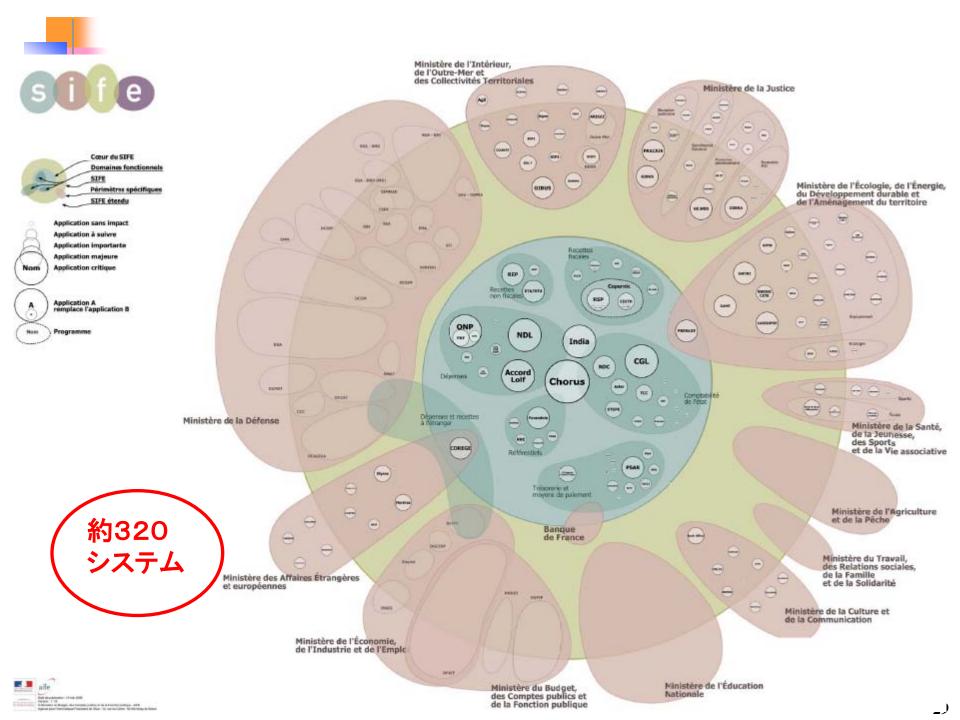
Chorus前(パリエLOLF)

予算編成システム	配当システム	支払システム	税外収入	資産管理	会計システム			共通基盤システ ム
	Accord	LOLF	REP	STGPE				
Farandole	NDL			STOLE	DOZ	CGL	TCC	INDIA LOLF (restitutions)
	AMO	G AMF(各省庁(の管理システム)					

Chorus後(avec Chorus)

予算編成システム	配当システム	支払システム	税外収入	資産管理	会計システム (予算会計、費用分析 会計も含む)	共通基盤システ ム
Farandole			C	Chorus		
		COREGE (海外収入・支出)	REP			
		ONP (給与)	Copernic	1	e Trésor 情管理)	

AMG AMF





「公共政策の総見直し」

RGPP(Révision générale des politiques publiques) 構造改革、もっとも合理的で効率的な構造を追求することを目的とする。 サルコジ大統領の強い要望により、フィヨン首相が2007年7月10日に着手

背景

- 社会の変化とユーザの期待に国家は対応しなければならない。
- ・グローバル化において、国の競争力を高めなければならない。
- ・政治的プライオリティにおいて、財政再建をしなければならない。
- 公務員の役割は急速に変化し、新しい手法や業務に適応していかなければならない。

目的

- ①国のミッションと21世紀の課題に対応できるようにする。
- ②国民と企業のためサービスを向上させる。
- ③国の仕組み(組織とプロセス)を近代化し、簡素化する。
- ④公務員の価値を高める
- ⑤成果主義により責任を持たせる
- ⑥公会計のバランスを回復し、すべての支出が1ユーロ単位まで有効に 使われることを担保する。



RGPP監査の流れと7つの質問

①今何をしていますか?

- ・その公共政策の目標は何か?
- どんなサービスを行っているか?
- ・何に対して貢献しているか?何を解決しようとしているか?
- ・その恩恵を受ける対象者は誰か?対象者の特徴は何かっ

②組織としてのニーズと 期待は何か?

- ・その政策は公益の立場に立っているか?
- 各サービスはニーズにこたえているか?新たな期待はどんなものか?どんな新しいサービスを提案するか?
- ・実際に恩恵を受ける人はどのように変わったか? もっとも恩恵を受けている人は誰か?
- ・この政策は悪影響を及ぼしていないか?効果的な 結果になっているか?

③今のままで継続してい いか?

- ・この政策を維持すべきか?
- 目標を見直すべきか?
- どんなサービスを提供するべきか?
- ・この政策のツールをどのように適応させるか?受益者の範囲を変えるべきか?

④誰が行うべきか?

- ・この政策は他の当事者が別の形で行った方が より効果的になるころはないか?
- この政策は国が主導で行うべきか?どのレベルで行うべきか?
- ・他の官民の当事者とどのような形で協力し合い、調整したらよいか?

⑥誰がお金を出すべきか ?

- ・この政策を国家が融資することは正当化されているのか?
- 誰が支払わなくてはならないのか?
- ・どのような形での共同融資が考えられるのかっ

⑦どのような改革のシナリ オを描くか?

⑤どうすればよりよく安く できるか?

- ・目的・目標を守りつつ、職員の労働環境を改善しつつ、この政策のツール・手段を最適化するには、どのような変革が必要だろうか?
- ・業務プロセスと構造をどのように簡素化できるだろうか?



15省内監査チーム

(リーダー・監査メンバー・コンサルタント)

【対象事業】

- ・国の対外活動
- •ODA
- ・農業と漁業
- ・首相府の部署および文化・コミュニケーション
- •国防
- ・持続的な国の整備と開発及びエコロジー
- •学校教育
- ·研究·高等教育
- ・財務・ネットワーク
- •司法
- 医療・連帯・スポーツ
- 安全・セキュリティ
- •移民と統合
- •内政(内務省管轄)
- •海外領土

6つの大型政策

【対象】

- *家族
- •医療保険
- ・貧困・連帯にかかわる政策
- ・都市と住居
- ・雇用と職業訓練・職業教育
- ・企業の発展

4つの閣僚検討チーム

【対象】

- •人材管理
- ・地域行政の組織運営
- ・国―自治体の関係
- ・内部プロセスの簡素化
- ・企業・自治体の負担軽減

総勢300人以上のメンバーを動員

導入スケジュール

公共政策近代化審議会

(Conseil de la modernisation des politiques publiques : CMPP) メンバー: 大統領、首相、各大臣(財務大臣が包括報告者)

第1回

2007年12月12日

国のサービス機能の 再編成、行政管理の 改善、管理プロセス の刷新と簡素化に関 する99措置

第2回

2008年4月4日

前回の確認と進行具 合の検討+166追 加措置

第3回

2008年6月11日

109追加措置

各省庁への監査

- ・第1の波:2008年1月~6月
- ・第2の波:2009年9月~

枠組決定

2007年9月~12月 2007年7~8月\第1回フォローアップ委員会 中間シナリオ分析

2008年7月~8月 第2回フォローアップ委員会 最終シナリオ分析

2008年12月 閣議 第1回報告

2009年5月 閣議

2010年2月 閣議

第2回報告 第3回報告



2008-2011年実施

2009-2011年に改革の実施

フォローアップ委員会(Comité de suivi)

メンバー: 大統領府官房長官、首相官房長官、Eric Woerth氏,

各大臣、上院・下院の財政委員会の

報告者、2人の有識者Parini 氏とPébereau氏

対象:374措置

- ・中央行政・地方行政の再建
- ・地理的な再配置
- ・サポート機能の最適化
- ・プロセスの最適化

事例1:司法省

- ①司法省の組織編成 2008年12月 労働裁判所の労使間調停判事会議 62→1 2009年1月 商事裁判所 55→11 2009年上半期 簡易裁判所 6→1
- ②地域業務の組織編成 2009年5月 9地域圏組織に統合される。
- ③刑務所運営の近代化 雷子ブレスレットの導入

事例2:国防省

- ①90駐屯地を1つのネットワークに 陸海空で資源を共有するために、2009年に11基地にする。
- ②執行委員会と投資委員会の再編 軍備費などの投資コストをさらに抑える。
- ③人事管理組織の最適化

事例3:出先機関

- ①地域圏の出先機関を20→8
- ②県の出先機関を13→5



ONP(Opérateur National de Paye)は、2007年5月15日のデクレn° 2007-903 により定められた公務員給与支払のプロセスを一元化し、専門機関を設立し、ITシステム(SI Paye) を構築し、2012年から一括支払いを実施予定である。

RGPPの一大プロジェクトという位置づけ(DGME管轄)

【現状】

給与支払いは成果評価ではない。 職員がいくつものプログラムにまたがる仕事をしていたとしても、給料は1つの プログラムからしか支払われない。

給与額は、業務で計るのではなく、国家公務員法により定められており、 公務員の種類(A,B,C)と役職と階級と勤続年数で、昇給率と額は決められている。

【目標】

- ・各行政機関が、職員の給与支払いに関するデータ・情報を引き出せること
- ・給与支払いと人材に関する分析と運営を助けること
- ・人材に関するITシステムが準拠すべき共通の基準を開発し、展開すること

2008年にERPの業者選定 2011年からパイロットプロジェクトを施行 2012年から本格稼働。



●予算上の工数の考え方

2005年まで(LOLF法施行前)

Masse salariale: 賃金総額による換算

2006年から(LOLF法施行後)

Plafond d'emplois:職数の上限とETP 総数の上限を決め、人件費はその枠組 み内で配分

Corps(役職)

Grade (階級・官位)

Titulaires(正規職員A/B/C種)

Contractuels(契約職員)

- ①CDD期間の定まった契約
 - →国内法に準拠する職員
 - →外国法に準拠する職員(現地採用者=運営管理費)
- ②CDI期間の定まってない契約
 - →国内法準拠
 - →外国法準拠

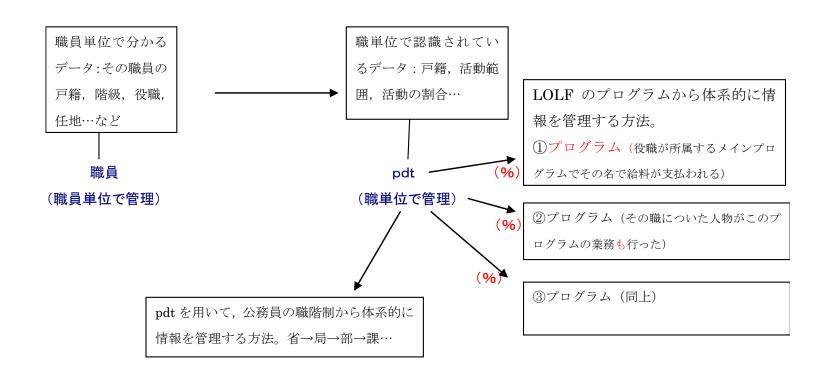
職数:

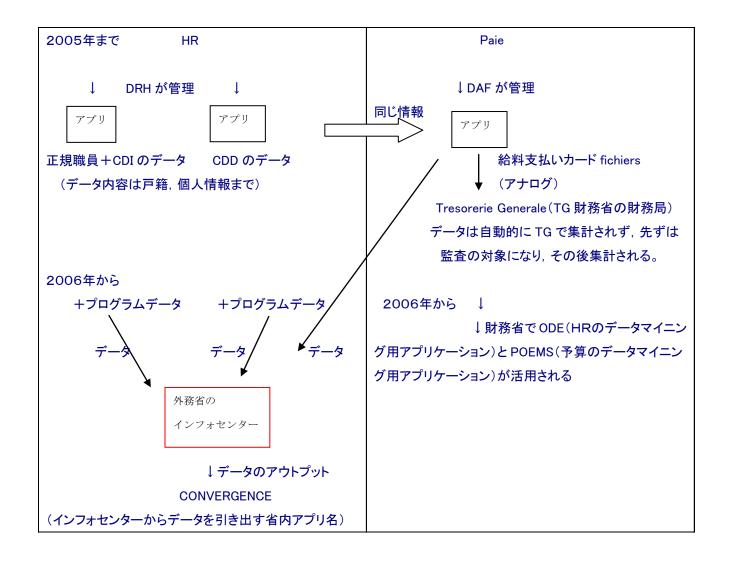
- ①国内·外の正規·非正規職員 (公使100名,参事官200名··)
- ②Agents de droit local (現地の法律に属する職員)

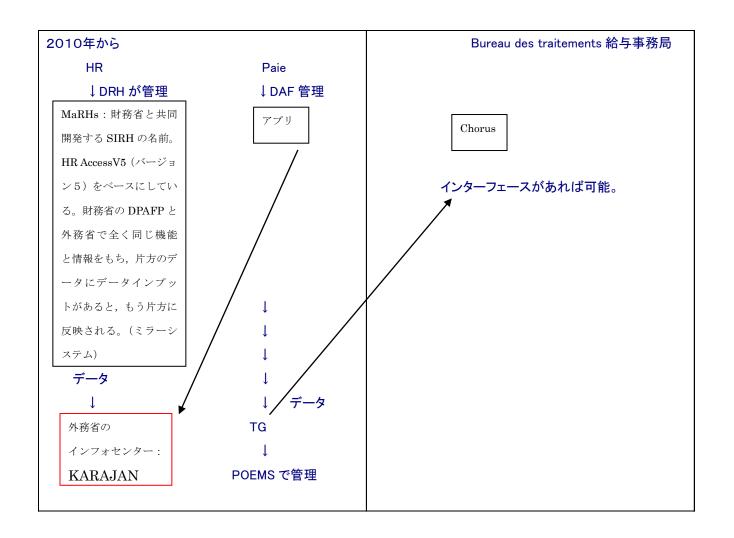
現外務省の総ETP①+② =約15000(上限)

※ETP=equivalent temps plein 年間労働時間が1600時間以上の正規職員換算;労働時間がその5割の職員は0.5ETPとして換算する。 実態としては,正規職員1/3、契約職員1/3、現地採用が1/3を占める。

最新モデル: 全省庁の関係者達が共同で開発した概念 Pdt (Poste de travail 職の概念)

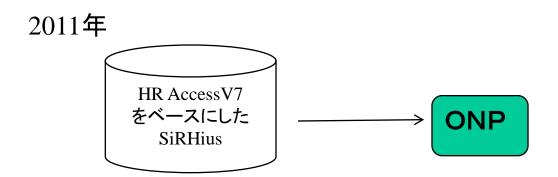




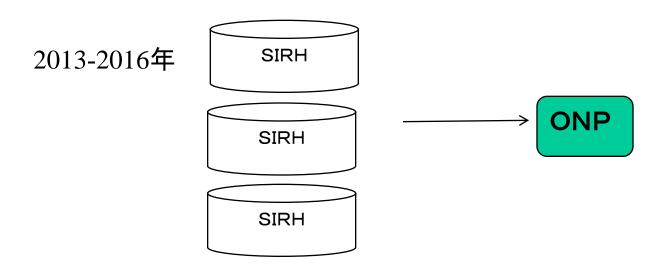


人事管理システム(SiRH:système d'information de ressources humaines)





※SiRHius(シリユス)はONP(のシステムSI Payeエス・イー・ペイ)と互換性をもつ。



7. LOLFを行った成果と今後の課題

良くなった点

①職員のモチベーションが上がった。

1ユーロから説明ができるようになった。それによって仕事のやり方が大きく変わり、職員がそれぞれ実務を理解し積極的になった。結果が目で見えるようになったので自分がどれだけ貢献したかわかるようになりやる気が出た。

②予算が透明になった。

業務が測定可能となり、予算が透明になった。

③ 政策体系の明確化

LOLFが導入されてから政策体系(アーキテクチャー)をしっかりさせなくてはならないと感じている。 しかし情報の数が増えて、省庁との比較や経年比較もできるようになった。記録が残るのは良いことである。

問題点

- ①予算プロセスの複雑化
- ②財務省と各省庁との確執
- ③各省庁の予算局の地位低下

本来LOLFはプロジェクトに裁量の余地を与えるためのものであるが、財務省は細かく統制しようとするため、裁量の余地が減ってしまい、今では一番の敵は財務省となっている。

また、LOLFが導入されて予算プロセスが複雑になった。以前は外務省予算局が自身で予算措置をしていたが、現在では責任はプロジェクトサイドにあるため、プロジェクト責任者が予算を作成し、財務省に説明している。予算局はただの調整役になってしまった。

1. 今後の課題

今後の課題

①どのように継続していくか。

熱意を続けて行くことが重要である。お手本としたカナダは途中で関心が薄れたため失敗した。 二の舞にならないように気をつけなければならない。

重要なのは行政側が常に改善の姿勢をみせること

②職員への周知徹底

LOLFはチェックや管理が目的ではなく、経営をしていくためのツール、つまり経営者に対して 舵取りする方向性を指し示すためのツールであり、進捗管理・自己診断ツールを作ることが 目的なのである。いわば各職員が自立するための仕組みづくりである。

職員に理解してもらうことが肝要である。

③指標のプロセスの標準化

評価指標は定量的な指標だけでは評価が難しいため、定性的指標が大多数である。大統領から外務大臣に来たレター(ミッション)、外務大臣から総局長に来たレター(ミッション)をもとにプロジェクトを考えている。まずは戦略を総局長が決定し、指標のたたき台を作成し、現場と議論をしていく。現場の声に耳を傾けないと職員は動いてくれない。

④改革の徹底

LOLF法の基準が満たされていない。システムが不足している。間違った使い方がされているという評価機関CIAPの指摘がある。



柏木恵(2009)「フランスの公会計改革とシステム近代化の取組み」『行政&情報システム』 2009年4月号。

木村琢麿(2004)「フランスにおける予算会計改革の動向」『季刊行政管理研究』 No.106。

AIFE (2007) Le Projet CHORUS

http://www.budget.gouv.fr/directions_services/aife/chorus.htm

Bernard Blanc (2009) La Révision Générale des Politiques Publiques

Danièle Lajoumard (2009) From cash basis to accrual basis accounting: The French experience

Danièle Lajoumard (2009) The implementation of stakeholders focused public services in French: general framework and example

Philippe Bezes (2008) Les politiques de réforme de l'Etat sous la Ve République, Cahier français No.346.



参考資料



公会計の変遷

	1999	2000	2001	2002	2003
政府 内閣府		2000年2月 「独立行政法人 会計基準」	2001年1月6日 中央省庁等改革 推進本部発足		2003年3月 改訂「独立行政 法人会計基準
財務省		2000年10月 国の貸借対照 (試案)	表		2003年1月 公会計室設置
総務省		2000年3月 行政コスト計算 等ガイドライン	書 行政コスト計算 等ガイドライン	_	F12月 公営企業の 基準の見直し
文部 科学省				2002年8月 「国立大学 法人会計基準	
日本公認 会計士協会		るべき公会計 いて調査研究	2001年7月 公会計フレーム ワーク検討PT	2003 ⁴ 公会 (試案	計原則「公会計概念
自由民主党 行政改革 推進本部			Г	2002年10月 「特別会計等財 の作成ガイドラ	



公会計の変遷

国の変遷

2004年 2000年 2003年 2005年 2000年10月 2003年9月 2004年6月 2003年1月 国の貸借対照表 「国の貸借対照表」 「一般会計と省庁別 「公会計室」設置 (試案) 発表 財務諸表について」 2005年9月 2003年6月 2003年12月 「国の財務書類 「一般会計と省庁別 「新たな特別会計 (15年度決算分」 財務諸表について」 財務諸表について」 発表 一般会計 概要 +省庁別財務諸表 特別会計 連結省庁別 特殊法人 財務諸表 独立行政法人